

## 村民スポーツレクリエーション大会のお知らせ

今年も村の一大イベント「村民スポーツレクリエーション大会」を開催します。子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の方が楽しめる競技種目が盛りだくさんです。ぜひご参加ください。

- ▶ 日時：7月7日(日) 午前9時～午後12時30分(予定)
- ▶ 場所：占冠中央小学校グラウンド
- ▶ 競技種目：ゴルフゲート、超障害物競争(小学生対象)、新ぼくもわたしも(幼児対象)、ただいま断水中、紅白玉よけ、綱引き、世代間交流、村民リレー



### 令和5年度の生涯学習活動のご紹介

占冠村教育委員会では、第8次社会教育中期計画に基づいて毎年趣向を凝らした生涯学習活動を実施しています。令和5年度に行った活動の様子を村のホームページで写真とともに掲載しています。ぜひご覧ください。



村ホームページ

## こんにちは 保健師です

皆さんが健康で元気に過ごすための役立つ情報をお届けします  
 地域包括支援センター(福祉子育て支援課) ☎ 56 - 2022

## 介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)とは、市町村が行う地域支援事業の一つで、65歳以上の方を対象にさまざまなサービスを提供する事業です。生活機能の低下が見られるなど介護予防や生活支援の必要な方が利用できる「介護予防・生活支援サービス」と、65歳以上の方ならどなたでも利用できる「一般介護予防事業」の2種類があります。



### 介護予防・生活支援サービス事業

#### 対象

- ◎要介護認定で「要支援1・2」と認定された方
- ◎村が行う「基本チェックリスト」で生活機能の低下が認められた方

#### サービスの種類

- ▶ 訪問型サービス  
ホームヘルパー等が利用者宅を訪問し、炊事や掃除、洗濯などの支援を行います。
- ▶ 通所型サービス  
通所介護施設で入浴や食事などの支援が受けられます。
- ▶ その他の生活支援サービス

※村では、占冠村社会福祉協議会に委託して「ふれあい訪問サービス」を実施しています。

### 一般介護予防事業

#### 対象

65歳以上の全ての高齢者

#### サービスの種類

- 高齢者ができる限り自立した生活を維持し、介護が必要な状態になることを予防するための取り組みを行っています。主に指導教室等へ通いで参加することができます。
- ▶ 筋力向上 ▶ ロくう機能向上 ▶ 栄養改善
  - ▶ 閉じこもりや認知症、うつ病の予防・支援など

※村では、占冠村社会福祉協議会に委託して「お元気さんくらぶ」を実施しています。(毎週火曜日)

## 令和6年度の個人村道民税(住民税)の定額減税について

日本経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において「令和6年度の個人村道民税(住民税)所得割額」から定額による減税が実施されることになりました。

**対象者** 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

- 減税額**
1. 納税者本人・・・1万円
  2. 控除対象配偶者または扶養親族・・・1人につき1万円

#### 【注意事項】

- ①定額減税の対象者は、国内に住所を有する方に限ります。
- ②同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ③控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

### 徴収方法(令和6年度分)

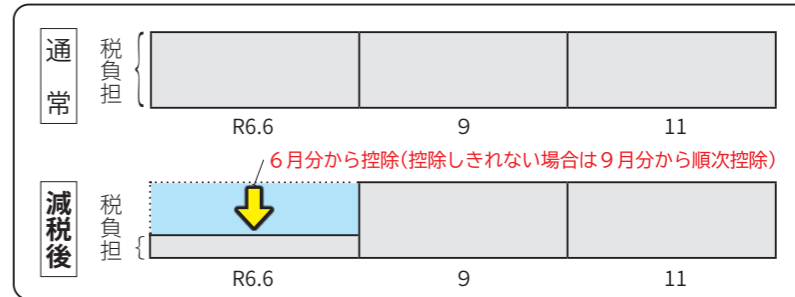
#### 1 給与所得に係る特別徴収(給与所得者の方)

徴収開始月の令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11カ月分割で徴収します。



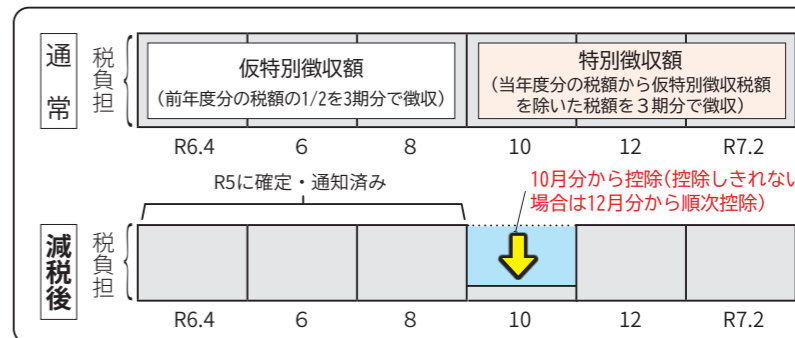
#### 2 普通徴収(事業所得者等の方)

定額減税「前」の税額を基に算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年9月分)以降の税額から順次控除します。



#### 3 公的年金等の所得に係る特別徴収(年金所得者の方)

定額減税「前」の税額を基に算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除します。



### その他

- ▶ 定額減税は、ほかの所得控除の額を控除した後の所得割の額から行います。
- ▶ 減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
- ▶ 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。

☎ 総務課税務担当 ☎ 56 - 2121